

不服申立て事案答申第 121 号の概要について

1 件名

私が苦情・意見・要望・相談をした処理経過及び結果がわかる文書の不開示決定に関する件

2 事案の概要

異議申立人が平成 27 年 12 月 3 日付けで愛知県個人情報保護条例(平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。)に基づき、「私が苦情・意見・要望・相談をした処理経過及び結果がわかる文書 請求日現在 公安委員会にて保管のもの」の自己情報開示請求を行った。

これに対して、愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が平成 28 年 2 月 12 日付けで、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものの提示又は提出がなく、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず補正されないため不開示決定を行ったところ、異議申立人は、本人であることを証明するために必要な書類を提示したとの理由で、開示を求める異議申立てを行った。

3 実施機関の不開示の理由

実施機関の主張は、次の理由により、本件開示請求は、開示請求をする者が、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものの提示又は提出がなく、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず補正されないため不開示としたというものである。

(1) 本件開示請求について

本件異議申立人は、平成 27 年 12 月 3 日、愛知県警察本部において、公安委員会に対して自己情報開示請求をなしたものであるが、その際、条例第 16 条第 2 項で規定する、開示請求時に提示又は提出が義務付けられた開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるもの（以下「本人確認書類」という。）について、

ア 共済組合員証 1 通

イ クレジットカード 2 枚

ウ 配達証明郵便の封筒 1 通

を提示した。

しかしながら、これらの書類では、本人確認が不十分であると判断し、相当の期間を定めて補正を求めたものの、異議申立人がそれに応じなかったことから、自己情報不開示決定により、本件開示請求を拒否したものである。

その後、異議申立人から平成 28 年 2 月 17 日付けの異議申立書をもって、その趣旨及び理由を「本人であることを証明するために必要な書類を提示したので、開示を求める。」とする異議申立てがなされた。

したがって、当公安委員会が本件開示請求に際して異議申立人の提示した書類を、本人確認書類と認めなかった理由等について説明する。

(2) 自己情報開示請求制度について

自己情報開示請求制度は、条例第 1 条に規定する「この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、実施機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」との基本原則に基づき、個人の権利利益の保護に資する目的で、自己情報開示請求権を認めたものであり、条例第 15 条第 1 項に、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定しているとおり何人にも認められた権利である。

(3) 自己情報開示請求の手続について

自己情報開示請求は、条例第 16 条第 1 項において、開示請求者に必要事項を記載した開示請求書の提出を義務付け、さらに同条第 2 項において、請求時には開示請求書とともに、本人確認書類の提示又は提出が必要である旨規定している。

同項で定める本人確認書類について、公安委員会は、愛知県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 17 年愛知県公安委員会規則第 16 号。以下「公安委員会規則」という。）第 7 条第 1 項において、「条例第 16 条第 2 項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。」とし、同項第 1 号において、「本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして公安委員会が認める書類」と規定している。

公安委員会は、愛知県公安委員会事務専決規程（昭和 53 年愛知県公安委員会規程第 3 号）により、条例第 16 条の規定による開示請求書の受理及び補正に関する事務を、愛知県警察本部長（以下「本部長」という。）が専決することができると定めている。

本部長は、公安委員会及び本部長における条例に基づく保有個人情報の開示請求の処理等に関しては、愛知県警察個人情報開示請求等事務取扱要綱の制定（平成 17 年務住発甲第 181 号。以下「要綱」という。）によって、自己情報開示請求等があった際の具体的手続について規定している。

(4) 本人確認書類について

要綱では、本人による請求の場合は別表の書類の提示又は提出を求めて、本人確

認を行うものと定め、本人確認書類を例示している。

また、提示等された書類に写真が表示されていない場合は、複数の書類の提示又は提出を求めて確認するものとしている。

また、書類の提示を受けて確認を行った場合は、提示された書類の写しを作成し、又は当該書類の名称、番号、記号その他必要な事項を請求書の備考欄に記入するものとしている。

(5) 異議申立人が提示した書類

異議申立人は、本件開示請求の際、

ア 共済組合員証 1通

イ クレジットカード 2枚

ウ 配達証明郵便の封筒 1通

を本人確認書類として提示した。

したがって、これらの書類を、公安委員会として本人確認書類と認め得るかどうかについて検討した。

ア 共済組合員証について

共済組合員証は特定の団体が発行する正本であり、別表にも例示されていることから、本人確認書類に該当すると判断した。

しかし、共済組合員証には写真が表示されていなかったことから、本人確認を行うには、あと1通の本人確認書類の提示が必要であると判断した。

イ クレジットカードについて

クレジットカードは、氏名がローマ字表記されているのみであり、異議申立人が提出した自己情報開示請求書に書かれた住所氏名等を確認できるものではなく、本人確認書類とは認められないと判断した。

ウ 配達証明郵便の封筒について

配達証明郵便の封筒は、当公安委員会から異議申立人宛に発送した封筒であったものの、そもそも郵便封筒は本人確認等の用途で用いられる書類ではないことから、本人確認書類とは認められないと判断した。

(6) 本件開示請求書の受理

開示請求時、異議申立人に対して受付担当者が、提示を受けた前記(5)の書類では、本人確認が不十分となる可能性があるので、運転免許証等の本人確認書類を所持していれば、提示してもらいたい旨説明している。

しかし、異議申立人は「提示した物以外は提示するつもりはない。これでできるか試してみたい。却下なら却下でよい。」旨申し述べ、応じなかった。

そのため、受付担当者は、その場での補正を断念し、後に文書で補正を求める旨を説明した上で本件開示請求書を受理した。

(7) 開示請求書の補正の求め

異議申立人が提出した書類のうち、本人確認書類と認められたものは、共済組合員証のみであり、これには顔写真が表示されていなかった。

前述のとおり、要綱では、提示等された書類に写真が表示されていない場合は、複数の書類の提示又は提出を求めて確認するものとしていることから、あと一通は公安委員会が本人確認書類と認める書類の提示等がなければ、本件開示請求において、条例第 16 条第 2 項が規定する本人確認書類の提出又は提示がなされたとはいえない。

このため公安委員会は、平成 27 年 12 月 8 日付けで異議申立人に「自己情報開示請求の補正について（通知）」を送付し、本人確認書類の再度の提出等を求めた。

しかし、補正期間の平成 28 年 1 月 18 日を過ぎても、異議申立人からの補正はなされなかった。

以上の経過のとおり、異議申立人が本件開示請求時に提示した本人確認書類は、条例第 16 条第 2 項で規定する、実施機関の定める要件を満たしていないことから、本件開示請求には形式上の不備があると認められた。

そのため、異議申立人に対して相当の期間を定めて補正を求めたものの、当該期間を経過してもその不備が補正されなかったことから、愛知県行政手続条例（平成 7 年愛知県条例第 28 号。以下「行政手続条例」という。）第 7 条の規定を適用し、自己情報不開示決定によって、本件開示請求を拒否したものである。

4 審議会の結論

実施機関が、開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件開示請求に係る不開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第 16 条第 2 項に定める、異議申立人から保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものの提示又は提出がなく、開示請求に形式上の不備があるとして異議申立人に対して相当の期間を定めてその補正を求めたにもかかわらず補正されなかったことから、行政手続条例第 7 条を適用し不開示としたと説明する。

それに対し、異議申立人は、本人であることを証明するために必要な書類を提示したので開示を求めるとの主張をしていることから、以下、本件開示請求に係る条例第 16 条第 2 項について及び形式上の不備を理由とする不開示決定について検討する。

(2) 条例第 16 条第 2 項について

ア 条例第 16 条第 2 項の解釈について

条例第 16 条第 2 項では、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならないと規定している。それは、開示請求者が本人であることを確認し、保有個人情報の開示を他人が請求すること、いわゆる成りすましを防ぐためと解される。

そして、公安委員会規則第 7 条第 1 項第 1 号には、「本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして公安委員会が認める書類」と規定されており、さらに公安委員会及び本部長における条例に基づく保有個人情報の開示請求の処理等を定めた要綱第 3 章第 1 の 1 ウ a において、写真が表示されている書類の例として、運転免許証及び旅券以外に在留カード、官公署の発行する身分証明書等があり、これらについては 1 種類の提示又は提出を、写真が表示されていない書類の例として、健康保険の被保険者証、共済組合員証等があり、これらについては複数の提示又は提出を求めている。

運転免許証及び旅券は、氏名、顔写真等が表示されており、照合が容易であるため一般に本人証明書類として認められている。よって、公安委員会規則の「その他これらに類するものとして公安委員会が認める書類」とは、運転免許証及び旅券と同様に本人の確認ができ、他人の成りすましのおそれがないものと解され、写真が表示されていない書類の場合に、実施機関は、本人確認に一層の慎重を期す必要があることから、官公署等が法令等に基づき発行する氏名等が記載された複数の書類を提示又は提出させることとしている。

イ 条例第 16 条第 2 項に定める本人であることを証明するために必要な書類の提示の有無について

異議申立人が提示した書類について実施機関に確認したところ、写真が表示される書類の代わりに、共済組合員証、クレジットカード及び配達証明郵便の封筒が提示されたとのことである。共済組合員証は官公署が発行したものであるものの、クレジットカードについては官公署等が法令等に基づいて発行したのではなく、また、配達証明郵便の封筒については、本人証明等の用途で用いられる書類ではないため、写真が表示されていない本人証明書類が複数提示されたとはいえず、条例第 16 条第 2 項に定める、保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類を提示していないと公安委員会が判断したことは特段不合理とはいえない。

(3) 形式上の不備を理由とする不開示決定について

前記(2)で述べたとおり、本件開示請求は条例第 16 条第 2 項に定める要件を満たしていないと判断したことは特段不合理とはいえないため、実施機関が同条第 3 項の規定により、異議申立人に対し相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、補正されなかったことから、行政手続条例第 7 条の規定により、形式上の不備を理

由として不開示とした決定は、妥当であると認められる。

(4) その他

公安委員会規則第7条第1項第1号の「本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして公安委員会が認める書類」の具体例が記載されている要綱については、愛知県警察本部のWEBページで公表しているものの、加えて公安委員会の個人情報保護制度のWEBページに、開示請求者が開示請求する際に必要な本人証明書類を分かりやすく示す工夫が必要であるとの意見があったことを申し添える。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張をしているが、本件開示請求に係る条例第16条第2項及び形式上の不備を理由とする不開示決定については、前記(2)及び(3)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。